

規則改正案に対するパブリックコメントと本協会の考え方
(個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて)

平成 15 年 5 月 27 日

本協会では、個人投資家向け株券等の貸借取引の取扱いに係る本協会関係規則の改正について、5 月 7 日から同 21 日までの間にパブリックコメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(計 4 件)及び意見に対する考え方は次のとおりである。

1 .

リスク等に関する説明義務については、その手段としてホームページ上での説明で完結させても投資家保護上問題無いものとする。

リスクの説明は、個人投資家がきちんと把握しかつ納得することが必要である。ネット証券においては対面での説明が行えないことから、当該取引に係るリスク等の説明をホームページ上で行うことは問題無いとするが、当該説明の記載の後に「了解」等のボタンを用意して顧客にクリックしてもらう等、投資家が当該説明を読み理解したかどうかの確認の対応が必要である。

2 .

消費貸借契約と消費寄託契約に盛り込むべき内容について、個人投資家に混乱を与えないよう整合性を図ることについては理解する。しかし、一言一句同じ文言とするような書式の統一は不要であり各社の創意工夫に委ねられるべきものとする。

現在、「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)では、消費貸借契約に基づく基本契約書及び個別契約書の記載項目について規定しており、別途「基本契約書」の雛型を公表しているところであるが、これは各社が基本契約書を作成する場合の「参考様式」である。

今般の規則改正において、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第 6 号)第 8 条に基づき株券等の消費寄託契約を締結する場合は上記理事会決議によるものとされることから、消費貸借契約と同様の項目が消費寄託契約にも盛り込まれる必要があるが、統一書式を定めることは考えておらず、ご指摘のとおり各社の創意工夫に委ねられるものである。

3 .

個人投資家の保有する株券の所有権が一時的にせよ他社に移る以上、その担保（担保と同様の効果を有するものを含む）の提供がないまま個人投資家が株券を貸し出せば、会員の破綻等により投資家に大きな損失を与えてしまうことは明白であり、個人投資家は大きなリスクを負う。

このような観点から、個人投資家が十分にそのリスクの大きさを承知した上で自己責任で取引に応じることを許容するとしても、会員が借り入れようとする時にあらかじめ、担保の提供を受けずに借り入れる旨を顧客から確認すべきである。

パブリックコメントでも提示したように、「会員が個人投資家から株券を借入れる場合、個人投資家が担保の提供を必要としない旨の確認を速やかに書面で得た場合を除き、担保（担保の提供と同様の効果を有するものを含む）を提供するものとする。」としているが、ご指摘のとおり、契約の締結以前又は同時に書面による確認書の徴求が必要であると考えられるので、理事会決議の規定において、「あらかじめ又は同時に」の文言を挿入することとする。

4 .

株券貸借取引に起因するリスクの大きさを顧客がコントロールできるようにするために、顧客が担保の提供を受けずに貸し出す株券の銘柄をあらかじめ特定し、例えば顧客が一部の株券のみを貸し出すことも選択できるようにし、その銘柄について書面で確認することも必要であるとする。

「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）においては、まず「基本契約書」において基本的な取引方法を包括的に定めておき、実際に貸借取引を行う時に個別取引契約書等において銘柄名や数量等を定めることとしている。

従って、顧客が貸し出す銘柄を選択しその確認を行うことは、個別取引契約締結の段階で可能である。

もちろん、各社及び顧客の判断及び合意の上で、基本契約締結の段階で貸借取引を行う銘柄を特定しておくことは妨げない。

以 上